

◎木更津市宅地開発指導要綱に係る消防の指導基準

令和元年 8 月 1 6 日制定

(目的)

第 1 条 この基準は、木更津市宅地開発指導要綱（平成 5 年 6 月 2 5 日告示第 8 7 号）に基づき、木更津市消防本部が消防施設及びはしご車の活動空地の確保に関し、指導を行うための基準を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 消防施設

消火栓・防火水槽等の消防水利、採水口、消防水利標識（路面表示を含む）、はしご車進入路及び部署位置の総称をいう。

(2) 消防水利施設

消防水利の基準（昭和 3 9 年消防庁告示第 7 号）第 2 条に規定する消防水利をいう。

(3) はしご車

はしご付消防自動車（ポンプ付を含む）をいう。

(4) 進入路

はしご車が、開発行為区域（以下「開発区域」という）の 3 階以上（地階を除く）予定建築物（以下「中高層建築物」という）に至るまでの道路、通路、空地等をいう。

(5) 活動空地

開発区域の中高層建築物の消防隊進入口等の直下に、はしご車がはしごを有効に伸縮梯できる地上部分をいう。

(消防水利施設)

第 3 条 この基準で指導する消防水利施設については、次の各号に掲げる事項に配慮する。

(1) 消防水利施設は、開発区域の規模及び地形並びに予定建築物の用途等を考慮して災害の防止上適性に配置するものとする。

(2) 消防水利施設は、原則として、開発区域から次表に掲げる距離以内に設置しなければならない。

また、当該施設から開発区域に至る間に、地形又は工作物によって消火活動が阻害されないものとする。

		年間平均風速が毎秒 4 m未満の場合	左記以外
市街地又は準市街地	近隣商業地域 商業地域 工業地域 工業専用地域	1 0 0 m	8 0 m
	その他用途地域（低層住居専用地域・ 住居地域・準工業地域）及び用途地域 の定められていない地域	1 2 0 m	1 0 0 m
市街地又は準市街地以外の地域		1 4 0 m	1 4 0 m

（３）消防水利施設の設置については、次の事項に留意する。

ア 消防水利施設は、消火栓のみに偏することのないように、消火栓３、防火水槽１の割合となるように設置する。

イ 消防水利施設の設置位置は、消防活動の円滑化及び維持管理を考慮して、原則として幅員６ｍ以上の道路に接するようにし、傾斜地を避け消防ポンプ自動車容易に隣接でき、かつ歩行者及び車両の通行に支障のない場所に設ける。

ウ 開発区域周辺に、既存の消防水利が、すでに整備されている場合で、当該既存消防水利の有効範囲内に当該開発区域が含まれている場合は、新たに消防水利の設置は必要ないものとする。

ただし、崖及び河川又は鉄道軌道等により当該既存消防水利による消火活動に支障があると認められる場合はこの限りではない。

エ 当該事業で、防火水槽と消防法令に基づく消防用水の設置が必要な場合、消防法令に基づく消防用水を消防水利の基準を満たすことにより、併用できるものとする。

ただし、併用する場合は、設置位置や届出等について、消防本部と十分に協議する。

（消防水利の指定）

第４条 開発区域の敷地内に私設消防水利施設（市に帰属しないもの）を設置した場合は、所有者等の承諾を得て、消防法第２１条の規定による消防水利の指定の取り交わしをするものとし、消防水利指定した私設消防水利施設（市に帰属しないもの）にあつては、所有者が当該施設の維持管理を行う。

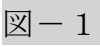
（消防水利施設配置の特例措置）

第５条 消防水利施設に、消防水利の基準（昭和３９年消防庁告示第７号）第３条第１項に規定する指定水量の１０倍以上の能力があり、かつ、取水のため同時に５台以上

の消防ポンプ自動車が部署できるときは、当該水利の取水点から140m以内の部分には、その他の消防水利を設けないことができる。

(消火栓)

第6条 消防水利施設として設置する消火栓の基準及び構造等は、原則として、次のとおりとする。

(1) 消火栓の基準は、呼称65mm口径を有するもので、に示す直径150mm以上の管に取付けられていなければならない。

ただし、管網の一边が180m以下となるよう配管されている場合は、直径75mm以上とすることができる。

(2) 前項に限らず、解析及び実測により取水可能水量が毎分1m³であると認められるときは、管の直径を75mm以上とすることができる。この場合において、消火栓の位置その他の消防水利の状況を勘案し、地域の実情に応じた消火活動に必要な水量の供給に支障がないように留意しなければならない。

(2) 消火栓は、直径150mm以上の管から分岐された直径以上150mm未満の枝状配管の場合は、直径150mm以上の管に最も近いところに設置された消火栓1基のみは、基準の消火栓として認められるものとする。

(3) 私設消火栓の水源は、5基の私設消火栓を同時に開弁したときの取水可能量が毎分1m³以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものでなければならない。

(4) 消火栓は、原則として、に示す鉄蓋及び構造とする。

(5) 消火栓標示は、原則として、に示す黄色等の溶着ペイントによる路面標示（消火栓蓋周りにペイント）又は消火栓標識を見やすい位置に設置する。

(防火水槽)

第7条 消防水利施設として設置する防火水槽の基準、構造等は、原則として、次のとおりとする。

(1) 常時貯水量が40t以上又は取水可能水量が毎分1t以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものでなければならない。

(2) 取水点は、消防自動車容易に部署し、取水できること。

また、水利点と地表面上の高さは0.5m以下であること。

(3) 地盤面から取水部（底面）までの落差は、4.5m以下であること。

(4) 集水ピットは、吸管投入口の直下に設け所用水量の全てを有効に吸い上げる構造とし、その深さは0.5m以上とし、広さは一边が0.6m以上又は直径が0.6m以上とする。

(5) 集水ピットは、丸形を原則とし、内径0.6m以上とすること。

また、吸管投入口は2箇所設けること。

(6) 公園に設置する場合は、都市公園法（昭和31年法律第79号）の規定により、公園管理者の占有許可が得られる構造とする。

(7) 防火水槽の蓋は、原則として、に示すデザイン鉄蓋とする。

(8) 防火水槽の標示は、原則として、図－5に示す標識を見やすい位置に設置する。

(9) 安全対策及び保守点検のため、吸管投入口の開口部から作業員が容易に水槽

底に降りられるようタラップ（足掛け金物）を設置する。

(10) 公園等で防火水槽の周囲にフェンスを設ける場合は、フェンス開口部（内開き）を吸管投入口と同数設けること。

(11) 補給口、採水口等の設置については、協議すること。

(12) 二次製品防火水槽（二次製品耐震性貯水槽を含む）については、一般財団法人日本消防設備安全センターの認定品であり認定有効期間内のものに限る。

(13) 設置した防火水槽の管理は、その所有者、管理者又は占有者がするものとする。

(14) これらの基準の中で、国の規格が改正され、該当するものにあつては、改正後の基準に準ずるものとする。

(15) 現場打ちの防火水槽の設置については、原則として、次の事項に留意する。

ア 躯体のコンクリートは、4週間圧縮強度で 240 kg/cm^2 以上とし、水密性の期待できるものとする。

なお、厚さは底板で 300 mm 以上その他は 250 mm 以上とする。

イ 鉄筋は全て直径 13 mm 以上の異形鉄筋を使用し複鉄筋断面とする。

ウ 防火水槽蓋取り付け部に補強筋を入れる。

エ 配筋の間隔は 300 mm 以下とし、最小鉄筋被りは水槽の内側で 30 mm 以上、外側で 50 mm 以上とする。

オ 水槽内面には、防水加工（塗布防水又は厚さ 10 mm 以上の防水モルタル2回塗り等）を施すこと。

カ 打ち継ぎ目には、止水板を入れる。

キ 水槽本体の隅角部の内側にはハンチを設ける。

（防火水槽の中間検査）

第8条 防火水槽を設置する場合は、工事着工前にあらかじめ防火水槽着工届出書（第1号様式）に必要書類を添付し、届け出たのちに下記の工事が完了した時点で、関係者立会いのもと中間検査を実施する。

(1) 現場打ち防火水槽

ア 基礎工事

イ 底部配筋工事

ウ 側壁・上部配筋工事

エ 防水処理工事

(2) 二次製品防火水槽

ア 基礎工事

イ 本体据付及び締付け工事

ウ 底部配筋工事
エ 防水処理工事
(防火水槽の完成検査)

第9条 防火水槽の設置が完了したならば、防火水槽設置届出書(第2号様式)に防火水槽減水調査記録表(第3号様式)及びその他必要書類を添付し、届け出たのちに関係者立会いのもと完成検査を実施する。

(防火水槽用地等)

第10条 防火水槽用地等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 防火水槽用地は、公園又は使用目的のない専用の土地に設置する。

ただし、開発行為等の状況から、これらによりがたい場合は、管理・設置場所について協議すること。

(2) 公園内に設置する防火水槽については、次の事項に留意する。

ア 防火水槽頂部と地面との距離(土被り)は、原則として1 m以上とする。

イ 消防活動上支障となるフェンス等がないこと。

ただし、使用に際し支障がないような措置が施されている場合はこの限りではない。

ウ 吸管投入口の付近には植栽しない。

(3) 使用目的のない専用の土地に設置する防火水槽については、次の事項に留意する。

ア 防火水槽は原則として公園用とする。

イ 防火水槽の管理用地として周囲1 mを確保し、コンクリート等で舗装する。

ウ 仕様については、砕石100 mm以上、舗装100 mm以上とする。

エ 隣地境界を明確にする。

(採水口)

第11条 採水口の基準は、原則として、次のとおりとする。

(1) 採水口は、消防ポンプ自動車2台以上が容易に部署できる位置に設けること。

(2) 採水口は、地盤面からの高さが0.5 m以上1 m以下の位置に設けること。

ただし、学校等のプールの採水口が地盤面下の場合、埋設型の採水口とすることができる。

(3) 水源から採水口までの水平配管長は20 m以内とする。

(4) 水源から採水口までの水平配管長が20 m以上又は落差が4.5 m以上のものにあつては、屋内消火栓設備に準じて加圧送水装置を設置すること。

(5) 水源が地盤面より高い場合は、採水口付近に止水弁を設け、当該位置で容易に操作ができるものとする。

なお、吐出圧力が1.5 MPa 以上の場合は、減圧弁等を使用し1.5 MPa を超えないための措置を講じること。

(かし担保)

第12条 原則として、設置者等は、新設した消防水利にかしがあった場合、引渡日から1年以内であれば、かしの修補等の費用を負担する。

(はしご車の活動空地)

第13条 はしご車の活動空地等については、別に定める「消防車両進入路及び消防活動用空地の設置に係る指導基準」に基づき指導する。